

出資団体監査

監査対象 ①一般財団法人静岡市国際交流協会

②公益財団法人静岡市文化振興財団

監査期間 令和4年8月19日～令和5年1月6日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、5件の指摘と5件の指導を行いました。

また、6件の意見を付しました。

★主な指摘事項

基本財産等への充当額の不記載について（一般財団法人静岡市国際交流協会）

- ・貸借対照表を確認したところ、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて内書きとして基本財産への充当額及び特定資産への充当額が記載されていませんでした。

賞与引当金の賞与支給見込額の誤りについて（公益財団法人静岡市文化振興財団）

- ・賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、正規職員の支給月数で計算すべきところを再雇用職員の支給月数で計算するなど、3人の職員の支給見込額に誤りがあり、賞与引当金が約49万円少なく計上されていました。

●主な意見

（一般財団法人静岡市国際交流協会）

・外国人住民に対する災害対応について

災害直後に情報が得られないことは不安を増幅させることにつながりますが、令和4年9月の台風15号への対応として、災害多言語支援センターの災害対応は日本語に不慣れな外国人住民に情報提供するためには効果的であったと考えられます。

今回の災害対応で把握された課題等については、静岡市国際交流協会と国際交流課とで連携して検証を行い、より効果的な情報発信に努めるとともに、避難所や給水拠点での外国人住民への対応の改善に反映されることを期待します。加えて、市においては、災害時に静岡市国際交流協会が外国人住民への情報発信を行っていることを、例えば災害対策本部への報告を通じて市全体で情報共有し、他の支援情報とともに広報するなど、その周知方法についても検討すべきと考えられます。

（公益財団法人静岡市文化振興財団）

・静岡市民文化会館の一体的な活用について

静岡市民文化会館前広場については、野外事業での活用も可能な施設ではありますが、近年は野外事業の開催場所としての利活用はほとんど行われていませんでした。

そのような状況下で開催された「新文化島」は、会館の内外を横断的に使用するという新しい施設利用方法を示したものとなっています。

令和3年度に策定された「静岡市民文化会館再整備基本構想基本計画」では、ホール前広場の魅力、機能向上が位置付けられているとのことでありますので、観光交流文化局においては、市民文化会館の再整備にあわせて、文化会館の内外を一体的に活用し、歴史博物館や駿府城公園、更には「まちなか」とも連携した「まちは劇場」の実現に資するイベントが企画されていくことを期待します。